





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年2月28日(月) 号 外(第3号)

### ■ 目 次

ペーシ

川 숙

〇群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令(契約検査課)

2

### 訓

令

### 群馬県訓令甲第 一号

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和四年二月二十八日

群馬県知事 Ш 本 太

地域機関庁

正する。 群馬県建設工事執行規程 |県建設工事執行規程(昭和四十年群馬県訓令甲第二号)|| 群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令 の一部を次のように改

第三十二条第一項の表中 現場代理 人等指定通知書

を

U

現場代理人・主任技術者等指定通知書 に改める。

る。 を

度を適用する場合その他のこの様式」に改める。 別記様式第四号中「召」を削り、同様式注2中「この蕪共」を「庶入社価裕譴酔悪

・時、」を加え、同様式第三条第一項中「触づいて、」の次に「講魚代食内計書(以下 「内咄咄」という。)及び」を加え、同条第二項を次のように改める。 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第一条第五項中「沿める」の次に「確

ものとする。 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する

譜魚代筬鑞」に改め、同様式第四条(B)第一項中「引渡した工事目的物に」を「引 吟において」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 き渡した工事目的物が」以、「こと」や「もの」以、「がある場合に」や「である場 ―」に改め、 「付する」や「付す」以、「第44条第2項各号」や「当該保証は第51条第3項各 「抽餌門券幣」に改め、同条第二項中「搬4屆」を「搬5屆」に改め、同条第三項中 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四条(A)第一項(2)中「計宜門米」を 第1項の規定により受注者が付す保証は、第51条第3項各号に規定する者によ 「肅郛」の次に「の��命」を加え、同条第五項中「の講魚代除」を「の

E」に改め、「寂め」の次に「II岬の」を加え、同様式第七条の次に次の二条を加え別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第五条第四項中「や袖さ」を「やゆけい地芯の靏邪の跡ゆについべせ宛門すめせのはおければながない。

(下請負人の社会保険等加入義務等)

- 第7条の2(A) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出 の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人 としてはならない。
- 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届
- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- できる。 て、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることが 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ
- 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
- なる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難と
- る届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」とい う。)を、受注者が発注者に提出した場合 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げ
- 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

2

U

- なる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難と
- 相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以 (発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30

内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- 第7条の2(B) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設 1・ベンタ(ロ) 文は白は、火の谷方に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の基務がないません。 いーじょくにでは、「こう・こ の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。) してはならない。 (受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。) の相手方 ) を下請契約
- 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
- 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出
- $\widehat{\omega}$ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ いて、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前 項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下 社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合にお 工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、
- 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第九条第五項中鑑」という。)や飛畄神に満田しなければないない。 「冷める」の次に「産

呼、」を加え、「おいて」を「おいては」に改め、同様式第十条第一項②中「(B) 

- (B) 〔 」監理技術者(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。

対窓端やいう。 以下回じ。)」に改め、同項に次のただし書を加える。 遍中」を削り、同条第三項中「嬲められた」を「嬲めた」に改め、同条第五項中「出 に改め、同項③中「(昭和24年法律第100号)」を削り、同条第二項中「必煙な 任技術者(監理技術者)」や「監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任 ただし、監理技術者が特例監理技術者(建設業法第26条第4項に規定する特例

兼ねることはできない。 監理技術者をいう。以下同じ。)であるときは、当該監理技術者は、現場代理人を

鑑された」に改め、同条第九項中「するまで」を「する日まで」に改め、同様式第四から第36米までにおいて回じ。)」を加え、同条第七項中「や基盤した」を「が基盤された」に改め、同条第九項中「や基盤した」を「が基 **4け」に改め、同様式第三十四条第五項中「中間前払食や」を「中間前払食額や」に、** け」を「眾片合け」に改め、同様式第二十五条第二項中「嶭深した鑑をいう。以下」 第1頃」を「第54条第1頃」に改め、同様式第二十九条第二項中「第48条第1 の次に「ロの温及び」を加え、同様式第二十七条及び第二十八条第一項中「瓣 4 8 ※ 者(腎理技術者)」を「腎理技術者等」に改め、同様式第十六条第四項中「取り片付 **鯔ひわた」に改め、同条第九項中「するまで」を「する日まで」に改め、** 風」を「第54%第1風」に改め、同条第四項及び第六項中「眾り片付け」を「眾片 十一条(A)から第四十二条までを次のように改める。 「から第36条まで、第47条及び第52条」や「及び次条」以必め、「で前払金」 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第十二条第一項及び第二項中「出中共済

(契約不適合責任)

- 第41条 (A) することができない。 し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求 内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の
- 第41条 (B) 341条(B) 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追 完を請求することができない。
- は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないと 14
- の期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の 告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。 減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、そ

- 履行の追完が不能であるとき。
- 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したと
- が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の 追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- か、必要があるときは、この契約を解除することができる。 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほ
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四十二条の次に次の一条を加える。及ぼしたときは、べの満冊や瑕飾しなければならない。

第42条の2 受注者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する (暴力団等による不当介入があった場合の届出義務) その旨について当該下請業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察 及び第44条において同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その 律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条 への届出を行わなければならない。 行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、 請業者又は工事関係者(以下この条において「下請業者等」という。) が不当要求 旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下

うに改める。 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四十三条から第四十五条までを次の

(発注者の催告による解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を 引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除するこ ができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取
- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出しないとき又は虚偽の記載をしてこれを提 出したとき。
- 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- がないと認められるとき。 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込み
- 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき
- 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないと
- 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契

約を解除することができる。

第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき

- 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使
- のであるとき。 物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないも この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的
- 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示
- した目的を達することができないとき。 行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履
- が履行をしないでその時期を経過したとき。 に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないこと が明らかであるとき。
- 関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。 ) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に
- 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たと W.

受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下

- この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。 代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められる はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合に  $\sim$
- П
- るとよ。 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損
- 11 与していると認められるとき。 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供
- 認められるとき。 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
- イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が

料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除 く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由に 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四十五条の二を削り、同様式第四十六はない。

条を次のように改める。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事 することができる。 履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第43条各号又は第4 4条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規 定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求
- は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。 づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合に 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基
- 負代金として受注者に既に支払われたものを除く。) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請
- 2 工事完成債務
- ものを深へ。) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係

5

- 工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施
- 各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項
- て発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務 証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づい (当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。) は当該保証金の額を限度 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証

「廿醴許故命鑑」に改め、同条を同様式第五十九条とし、同様式第五十二条第二項中於計弁)に改め、同項②中「計弁)を「計分計弁)は、「廿醴計융世份鑑」を 「翔34%第1項」の次に「及び第3項」を加え、同条第三項中「の暫故命」の次に 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第五十三条第二項(1)中「晋年碑」を「雪として、議瀬子心。

二項中「世市技術地(膠筁対称地)」を「膠筁対称地船」に改め、同条を同様式第五式中第五十一条を第五十七条とし、第五十条を第五十六条とし、同様式第四十九条第 **& て前世命」の次に「及び中間前世命」を加え、同条を同様式第五十八条とし、同様「及び中間前世命」を、「前世命祖当分」の次に「及び中間前世命祖当分」を、「吟** 十五条とし、同様式中第四十八条を第五十四条とし、第四十七条の二を第五十一条の 一とし、同条の次に次の二条を加える。

 $\infty$ 

## (受注者の損害賠償請求等)

約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由に るものであるときは、この限りでない。 じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生

- 行が不能であるとき。 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履
- 金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額 の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代

### (契約不適合責任期間等)

- 求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができな ば、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請 (以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなけれ 53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項 (第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し
- 該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるこ 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等  $\sim \mathbb{K}$
- をしたものとみなす。 前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等 の旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、そ 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及
- 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をす ることができる。
- 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものである きには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定める
- 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があ ことを知っていたときは、この限りでない。 1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第
- は適用しない。 求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定 める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請 宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定 第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)
- 条又は次条第3項」以、 り片付け」を「取片付け」に改め、同条第八項中「第44条」を「第43条、第44 第五項及び第六項中「潜浴が」の次に「日軸の治母部に」を加え、同条第七項中「母 条」や「第59条」以、「第44条」や「第43条、第44条又は次条第3項」以、 浴」に改め、同条に次の一項を加える。 「第45条及び前条」を「第42条、第47条又は第48条」に改め、同条第四項 「工事の完成前に」を加え、同条第三項中「第52糸」を「第58糸」に、 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四十七条第一項中「鸩慾が」の次にいと於当りながらいれや画当しなかったときは、いの弱りはない。 請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当である 員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督 「第45条及び前条」や「第42条、第47条又は第4
- の次に次の一条を加える。 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四十七条を同様式第五十条とし、いては路畄寺及び兇畄寺が用法の湛戸に常って蕗櫞して浴めめ。 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理につ

# (発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって

- 生じた損害の賠償を請求することができる。(1) 工期内に工事を完成することができない 工期内に工事を完成することができないとき。
- この工事目的物に契約不適合があるとき。
- れたとき。 第43条又は第44条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除さ
- 履行が不能であるとき。 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の
- わなければならない。 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請 負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払
- 第43条又は第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除され

- 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合 に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責め
- 年法律第75号)の規定により選任された破産管財人 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、 破産法 (平成16
- 14年法律第154号)の規定により選任された管財人 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成
- 11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成
- 受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第 する場合とみなされる場合を除く。) がこの契約及び取引上の社会通念に照らして 2項の規定は適用しない。 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該
- た場合を除く。) において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わ 金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 る担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって 支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とす 第2項の場合(第44条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除され 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代

(受注者の催告による解除権) 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四十六条の次に次の三条を加える。回過の顧慦段に対此すめいとがはゆめ。

第47条 (受注者の催告によらない解除権) 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができ 社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその

することができる。 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除

のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過して したとき。 分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部 も、なおその中止が解除されないとき。 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

ものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができな 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由による

> 別記様式第十一号中「臼」を削る。別記様式第九号中「瓣 4 7 ※瓣 1 遍」を「瓣 2 0 ※瓣 1 遍」を別記様式第六号の四及び別記様式第六号の五中「臼」を削る。 別記様式第十四号中 Ħ ₩ 哥 「第50条第1項」に改める。 を 天 ₩

に改める。

上事

別記様式第十八号中「玛」を削り、別記様式第十七号中「玛」を削る。

法定福利費 (再起

を

別記様式第二十号中に改め、注を削る。 「野」を削る。

別記様式第二十一号中 現場代理人等指 定通知書」 更

を

現場代理人·主任技術者等変 定通知書」 更通知書」 に改め、 三 を削り、

次のとおり、現場代理人等を指 5 0条第1項の規定により通知します。 定したので、建設工事請負契約約款第1 更

次のとおり、現場代理人、主任技術者等を指 境 契約約款第10条第1項の規定により通知します。 定したので、建設工事請負 更

0 現場代理人等の職及び氏名

6

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県** 

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111